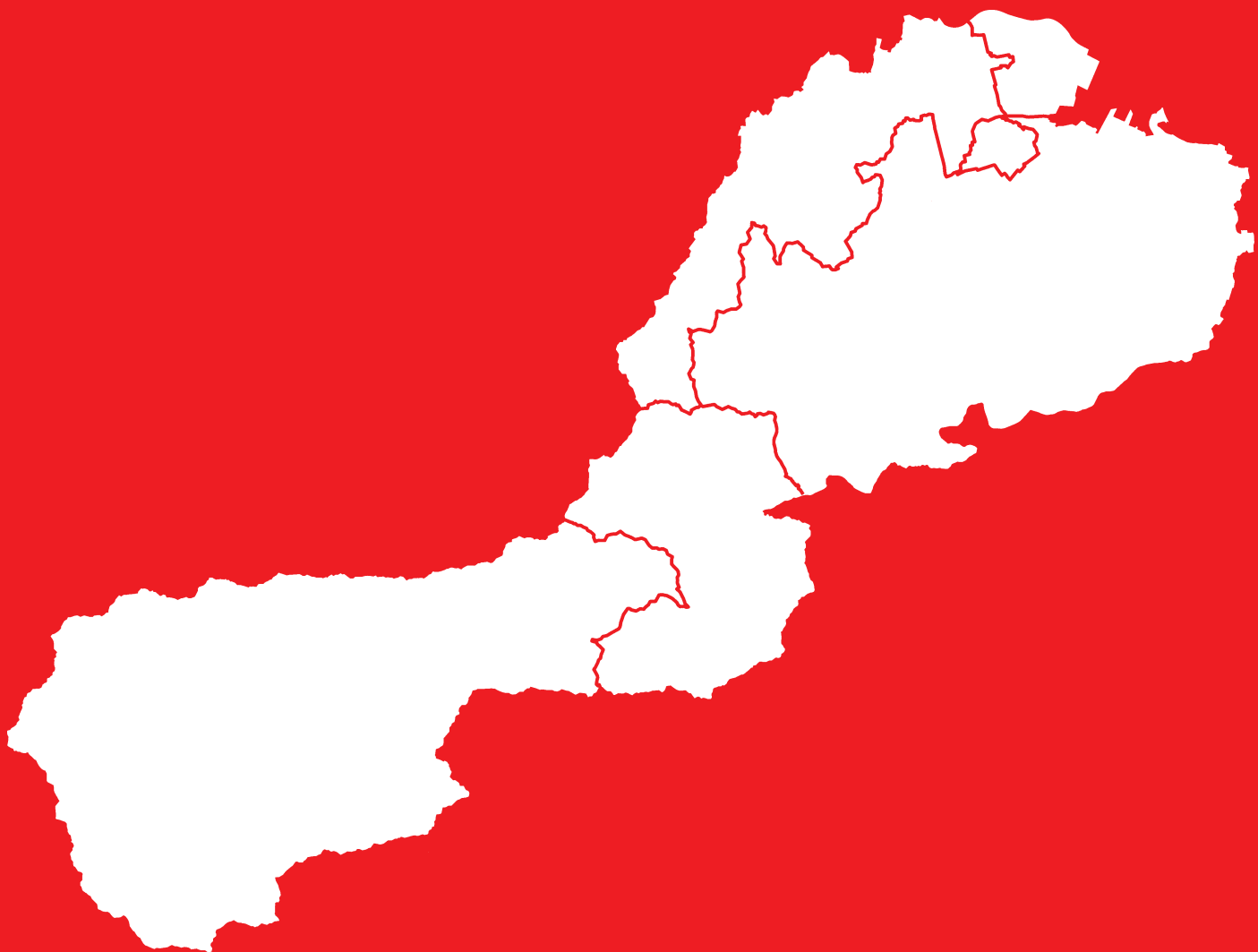


松阪市地域防災計画

(令和4年度修正)



令和5年3月



松阪市防災会議
松 阪 市

(目次)

《ビジョン編》

第 1 章	松阪市の現況	1
第 2 章	松阪市の過去の災害と被害想定	5
第 3 章	松阪市の防災ビジョン	21
第 4 章	防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）	24
第 5 章	各主体の責務と役割	34

《行動計画編》

第 1 章 自助・共助

1 日頃から市民がしておくべきこと

1-1-1	自助・共助による防災・減災の重要性	48
1-1-2	防災知識の習熟と訓練	49
1-1-3	家庭での備え	52
1-1-4	情報を入手する方法を知る	55
1-1-5	安全な避難行動を確認する	57
1-1-6	地域における防災活動	59
1-1-7	協働による防災まちづくり	63

2 発災後に市民がするべきこと

1-2-1	命を守る避難行動	65
1-2-2	みんなで力を合わせる	68
1-2-3	地域で避難所を運営する	70
1-2-4	生活を再建する	74

第 2 章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

■テーマ 1：災害に強い松阪市をつくる〔発災前にするべきこと〕

担当分担表	77
-------	----

◎施策－1：実効性のある防災体制の確立

1-1-1	防災体制の整備と強化	82
1-1-2	災害時の情報収集・分析・伝達体制の整備	85
1-1-3	広報体制の整備	87
1-1-4	避難先の指定	88
1-1-5	警戒避難体制の整備	93
1-1-6	津波避難体制の整備	96
1-1-7	避難所の開設・運営体制の整備	100
1-1-8	災害時要配慮者支援体制の整備	102
1-1-9	帰宅困難者対策の整備	108
1-1-10	緊急輸送体制の整備	110
1-1-11	物資等の備蓄・調達・供給体制の整備	116
1-1-12	消防救急体制の整備	119
1-1-13	災害医療体制の整備	121
1-1-14	関係機関との連携及び応援・受援体制の整備	124
1-1-15	ボランティアの受入体制等の整備	126
1-1-16	し尿・廃棄物処理体制の整備	128
1-1-17	ペット救護体制の整備	130
1-1-18	災害時の空地の利用管理計画の策定	131
1-1-19	被災者支援体制の整備	132

◎施策－2：災害に強い都市構造の形成

1-2-1	防災まちづくりの推進	135
1-2-2	都市基盤整備の推進	139
1-2-3	総合的な水害対策の推進	142
1-2-4	総合的な土砂災害対策の推進	145
1-2-5	農業施設等の防災対策の推進	147
1-2-6	ライフライン施設等の防災対策の推進	149
1-2-7	学校等の防災対策の推進	152
1-2-8	文化財の防災対策の推進	155
1-2-9	地震防災緊急五箇年計画の策定	156

■テーマ2：実践的な防災行動力を向上する [発災前にするべきこと]

担当分担表	157
-------	-----

◎施策-1：防災意識の高揚

2-1-1	市民等への防災知識の普及と啓発	159
2-1-2	安全な避難行動に対する啓発の取り組み	161

◎施策-2：地域防災力の向上

2-2-1	自主防災組織の育成支援	163
2-2-2	住民自治協議会の防災体制の強化及び育成支援	165
2-2-3	消防団活動の強化及び支援	167
2-2-4	地区防災計画の策定支援	170
2-2-5	企業の防災体制の強化及び支援	171
2-2-6	災害時協力井戸の取り組み	172

■テーマ3：いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する [発災後にするべきこと]

担当分担表	173
-------	-----

◎施策-1：いのちを守る

3-1-1	災害対策本部の立ち上げ	179
3-1-2	避難対策	190
3-1-3	情報収集対策	198
3-1-4	災害広報対策	204
3-1-5	救助・救急対策	208
3-1-6	行政機関に対する応援要請	211
3-1-7	自衛隊の派遣要請	214
3-1-8	三重県防災ヘリコプターの派遣要請	217
3-1-9	受援体制の確保	219
3-1-10	帰宅困難者対策	221
3-1-11	孤立地区対策	223
3-1-12	水防活動	225
3-1-13	二次災害の防止	227
3-1-14	特定災害対策	229

◎施策-2：いのちをつなぐ

3-2-1	安否情報の提供	232
3-2-2	災害救助法の適用要請	235
3-2-3	避難所の開設及び運営対策	238
3-2-4	災害時要配慮者への支援	242
3-2-5	交通の確保対策	245
3-2-6	輸送対策	250
3-2-7	障害物の除去	252
3-2-8	給水対策	254

3-2-9	食糧の調達・供給対策	260
3-2-10	生活必需品の調達・供給対策	265
3-2-11	医療・救護対策	268
3-2-12	防疫・保健衛生対策	272
3-2-13	し尿・廃棄物処理対策	275
3-2-14	行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋火葬対策	278
3-2-15	特定動物の逸走及びペット対策	282
3-2-16	災害警備活動	284

■テーマ4：暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕

担当分担表	285
-------	-----

◎施策－1：被災者支援と暮らしの再建

4-1-1	罹災証明書の交付	288
4-1-2	被災者台帳の作成	294
4-1-3	ボランティア活動対策	297
4-1-4	学校・幼稚園の再開	302
4-1-5	保育の再開	307
4-1-6	住宅の再建	310
4-1-7	義援金の受入・配分	314
4-1-8	被災者生活再建支援制度の適用	315
4-1-9	生活資金等の支給・融資	318
4-1-10	早期再建のための相談窓口の設置	322
4-1-11	中小企業等の再建支援	323

◎施策－2：復興方針の策定

4-2-1	激甚災害の指定	325
4-2-2	復興体制の構築と復興計画の策定	327
4-2-3	復興事業の実施	329

第3章 業務継続計画〔市役所機能を維持・早期再開するために必要なこと〕

1	業務継続計画の目的と効果	330
2	業務継続計画の位置づけ	331
3	業務継続計画の基本的な考え方	331
4	前提とする被害想定	332
5	非常時優先業務の選定基準	333
6	必要資源の分析と対策	337
7	職員参集シミュレーションと必要人員の分析と確保	343
8	受援対象業務の抽出	346
9	業務継続マネジメント（BCM）の取り組み	347

第4章 防災関係機関の災害対策

1	消防組織の災害対策	348
2	松阪地区三師会の災害対策	359
3	松阪警察署の災害対策	363
4	自衛隊の災害対策	366
5	N T Tの災害対策	367
6	中部電力の災害対策	371
7	東邦ガスの災害対策	373
8	国土交通省（中部地方整備局）の災害対策	377
9	国土交通省（蓮ダム管理所）の災害対策	379

第 5 章 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」発表時の対応

1	はじめに	381
2	配備体制	382
3	対応の方針	383
4	市民への広報	384
5	公共施設等の緊急点検	385
6	市民のとるべき措置	386

資料編・様式集・用語集

資料 1	松阪市災害対策本部の組織図	388
資料 2	災害救助基準	399
資料 3	避難情報等発令基準	403
資料 4	注意報・警報基準	405
資料 5	特別警報の種類と発表基準	406
資料 6	土砂災害警戒情報	407
資料 7	大雨警報（土砂災害）危険度分布ごとの避難情報等発令区域	408
資料 8	河川における避難準備、指示の基準	410
資料 9	道路冠水が想定される箇所	411
資料 10	退避先・指定避難所一覧	412
資料 11	地区避難所一覧	418
資料 12	指定福祉避難所一覧	423
資料 13	土砂災害防止法・水防法に基づく防災上配慮を要する施設の一覧	425
資料 14	松阪市災害用備蓄品一覧	432
資料 15	指定避難所別備蓄一覧	433
資料 16	災害時協力井戸一覧	444
資料 17	マンホールトイレ一覧	448
資料 18	災害時支援協定一覧	449
資料 19	同報系防災行政無線一覧	457
資料 20	都市公園等一覧	466
資料 21	防災重点農業用ため池	475
資料 22	土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧	477
資料 23	山腹崩壊危険地区一覧	513
資料 24	地すべり危険箇所一覧	520
資料 25	崩壊土砂流出危険地区一覧	521
様式(1)	県への応援要請書等様式	529
様式(2)	自衛隊災害派遣及び撤収要請様式	539
様式(3)	海上保安庁応急措置実施要請及び撤収要請様式	541
様式(4)	災害救助法関係様式	543
用語集		568

災害対策基本法第 42 条の 2 に基づき定める地区防災計画

地区防災計画（大河内地区）	578
地区防災計画（西黒部地区）	594
地区防災計画（鵠地区）	604
地区防災計画（大石地区）	612
地区防災計画（港地区）	619
地区防災計画（茅広江地区）	627
地区防災計画（宮前地区）	636

～はじめに～

松阪市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の地域の防災に関する事項について、本市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、市民、事業所が果たすべき責務についても明確にし、総合的かつ計画的な防災・減災活動の実施及び推進を図ることを目的としています。

さて、近年その発生が懸念されている南海トラフ地震は、中央防災会議では最大32万3千人の死者が発生することが想定されており、東日本大震災を超える“国難”とも言われる大規模災害になることが危惧されています。

過去の災害をふり返ると、阪神・淡路大震災（平成7年1月17日）では、死者の約8割が家屋の下敷きになって亡くなったことや生き埋めになった要救助者の多くが近隣住民等によって救助されたこと、東日本大震災（平成23年3月11日）においても、地域における避難の呼びかけや周辺住民の避難がさらなる避難行動を促したことなど、「自助」「共助」の力が災害時には非常に大きいことが明らかになっています。このように、自助・共助・公助のそれぞれが主体的に行動しなければ、今後起こりうる国難級の南海トラフ地震を乗り切ることができないと考えています。

本市では、10月第4日曜日を「松阪防災の日」として制定し、この日を含む10月第4週を「松阪防災週間」といたします。これを機に、ご家庭や地域で防災について話し合うなど、防災対策を特別なものではなく日々の生活と一体的なものとする考え方の定着を図り、本市の防災ビジョンである「災害時の人的被害ゼロ」を達成するため、市民総ぐるみで市と一体となって災害に打ち勝つ力を育み、地域防災計画を実行していきます。

令和5年3月修正

松阪市防災会議会長

竹上真人

令和4年度の主な修正概要

1. 本市の防災行政を取り巻く背景・課題

近年、自然変動や地球温暖化の影響による異常気象は激甚化・頻発化しており、水害・土砂災害等の気象災害をもたらす豪雨には雨の強度や頻度などに特徴があり、短時間強雨など雨の降り方が変化している。全国でも「平成30年7月豪雨」、「令和元年東日本台風」や「令和2年7月豪雨」、令和3年7月には大雨により静岡県熱海市伊豆山で大規模な土石流が発生し毎年のように豪雨災害による被害が生じている。気候変動による水害リスクの増大に対応するため、国土交通省は集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めてひとつの流域ととらえ、流域に関わるあらゆる関係者全員が協働して対策に取り組む「流域治水」への転換を提案している。

本市では土砂災害防止法、水防法に基づき土砂災害警戒区域や浸水想定区域内（洪水）に所在する要配慮者施設に対し避難確保計画作成を促進し、避難確保計画に基づく避難訓練の実施報告義務化に伴い実効性のある計画にするため結果報告を受けている。また、地域での災害リスクはそれぞれ異なることから防災対策として住民の災害に対する意識や地域防災力の向上が重要となり、市では地域の特性に応じた地区防災計画の策定支援としてセミナーを開催し、計画策定を希望する地域へ支援を行っているところである。

加えて、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震に備え、引き続き、防災基本計画（中央防災会議）や三重県地域防災計画といった上位計画との整合を図りつつ、本市の防災ビジョンである「災害時の人的被害ゼロ」を目指し、必要な検討及び修正を行い、自助・共助・公助が連携して防災施策に取り組んでいくことが求められている。

2. 修正の主な項目・内容

■ビジョン編：第1章 松阪市の現況

4 市民の防災への意識【修正】

- ◆ 総合計画策定にかかる「松阪市市民意識調査」（令和4年度、対象3,000人）の防災対策に関する調査において「日頃から災害への備えをしているか」の質問に対しては、令和4年度調査では39.6%が「している」または「どちらかというとしている」と回答している中、令和3年度の40.6%から比べ、令和4年は1ポイント減少している。これは時間の経過とともに災害の記憶が風化してきたことに加え、感染症の影響で地域での防災活動が中止され参加する市民の割合が減少したことなどにより関心が低くなっているものと思われる。

また、防災対策に対する意識の満足度について、「不満」の回答は前回と同じ20%程度だが、近年各地で多発する局地的な大雨や線状降水帯による風水

害、地震頻発等の自然災害により、防災対策への期待が高まっており、さらなる充実を求められていると考えられる。

■第2章：テーマ1（発災前にすべきこと）

（1）福祉避難所の指定・運営体制の整備【修正】

- ◆ 福祉避難所として協力いただく事業所を 42 法人 81 事業に修正、引き続き指定に向けて取り組む。

（2）調達・供給体制の整備【追加】

- ◆ 大規模災害発生時の支援物資の供給体制で課題となっていた物資拠点から各避難所への配送について、佐川急便株式会社と「災害時における支援物資の受け入れ及び輸送等に関する協定」を締結（令和4年9月12日）したことから追加し、協定先と連携し全国から送られてくる食糧や生活必需品等の支援物資について円滑な配送体制の確立を図る。

（3）総合的な水害対策の推進【修正】

- ◆ 気候変動による降雨量の増加等が懸念されることを踏まえ国土交通省から「気候変動を踏まえた水害対策のあり方～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が答申されたことを受け、基本的な考え方を修正。

（4）配備体制の基準【追加】

- ◆ 令和5年2月1日から緊急地震速報の発表基準が変更。これまでの緊急地震速報は気象庁が「震度5弱以上を予想した場合」に「震度4以上を予想した地域」に発表していたが、「長周期地震動階級3以上を予想した場合」でも緊急地震速報が発表されることから、地震時の配備体制の参集基準に長周期地震動を追加する。

■第3章：業務継続計画[市役所機能を維持・早期再開するために必要なこと]

（4）職員参集シミュレーションと必要人数の確保【修正・削除】

- ◆ 職員参集シミュレーション

「松阪市業務継続計画」を基に平成29年度策定した「松阪市災害時職員行動マニュアル」を見直すにあたり、業務中、平日早朝（5時）、休日夜間（20時）の3パターンで災害が発生したと想定し、勤務時間外での職員の参集人数を把握するため各課でワークショップを行った。前回は職員数に距離ベース、住宅耐震化、家庭状況を加算し時間ごとに参集予測人数を算出、発災後72時間以内、それ以降を算出したが、今回のシミュレーションは想定に基づき各個人が

参集予定時間を計算している。また、住宅の耐震状況や家庭状況等で対象職員において発災後24時間は参集できないものと想定していることから、対象時間を発災後24時間以内、それ以降とした。

- ◆ 職員シミュレーションの結果は前回の算出方法と異なるため比較は難しい。平成29年度では24時間以内の職員参集は58%であったが、今回は87%の職員参集を見込んでいる。
- ◆ 必要人数の分析では、非常時優先業務の見直しを検討しているため項目を削除した。必要人数の把握は他自治体や他団体等へ応援を要請する際に必要であり、非常時優先業務の見直しと併せて今後検討を行っていく。また、全庁的に人員不足が課題であり課題解決に向けて庁内での調整等に取り組む。
- ◆ 時間経過別参集人員は課によってばらつきがあるが、ほとんどの課が3時間以内で56%参集の見込みである。

■第4章：防災関係機関の災害対策

(5) 松阪地区広域消防組合の配備体制【修正】

- ◆ 広域消防組合の配備体制の変更に基づき、自然災害、地震災害、津波災害対応体制で警戒準備体制を準備体制、警戒体制に修正。